

第3回委員会説明資料

(平成29年11月24日開催)

- I. 漁業権について
- II. 「共同漁業権」について
- III. 「区画漁業権」について
- IV. 「定置漁業権」について

1. 漁業権について

1. 漁業権漁業とは？

- ◆「漁業権漁業」とは、一定の水面で営む漁業。都道府県知事の免許が必要で、定置漁業、区画漁業及び共同漁業がある(第6条第1項)。それは、免許の方法によって、「組合管理漁業権」と「経営者免許漁業権」に分かれる。
- ◆「組合管理漁業権」とは、漁協(又は漁連)が免許を受け、漁協等が漁業権行使規則又は入漁権行使規則を定め(第8条)、それに基づき組合員が行使する漁業権で、共同漁業権(第6条第5項)と特定区画漁業権(第7条)が該当。
- ◆「経営者免許漁業権」とは、経営者(法人又は個人)に対して直接免許される漁業権で、それには定置漁業権(第6条第3項)と区画漁業権(第6条第4項)がある。
- ◆漁業権は「物権」とみなされ、土地に関する規定が準用される(第23条)。

2. 漁業権免許の手続き

- ◆ 漁業権の設定については、個別申請は認めておらず、漁業権の種類によって5年又は10年の免許期間(※)ごとに一斉に手続きがなされる(第21条第1項)。
※ 共同漁業権10年、定置漁業権5年、区画漁業権(真珠・第2種10年、その他5年)
- ◆ 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさない限り、漁業権の存続期間満了の3ヵ月前までに「漁場計画」(免許の内容等の事前決定)を樹立しなければならない(第11条の2)。
- ◆ 都道府県知事は、漁場の利用方式について事前に調査・検討を行い、海区漁業調整委員会の意見をきいて、漁場の利用計画を定め(「公示」、それに基づき漁業権の免許を申請させ、申請者の適格性を審査し、優先順位にしたがって免許する。

II. 「共同漁業権」について

1. 「共同漁業権」の内容

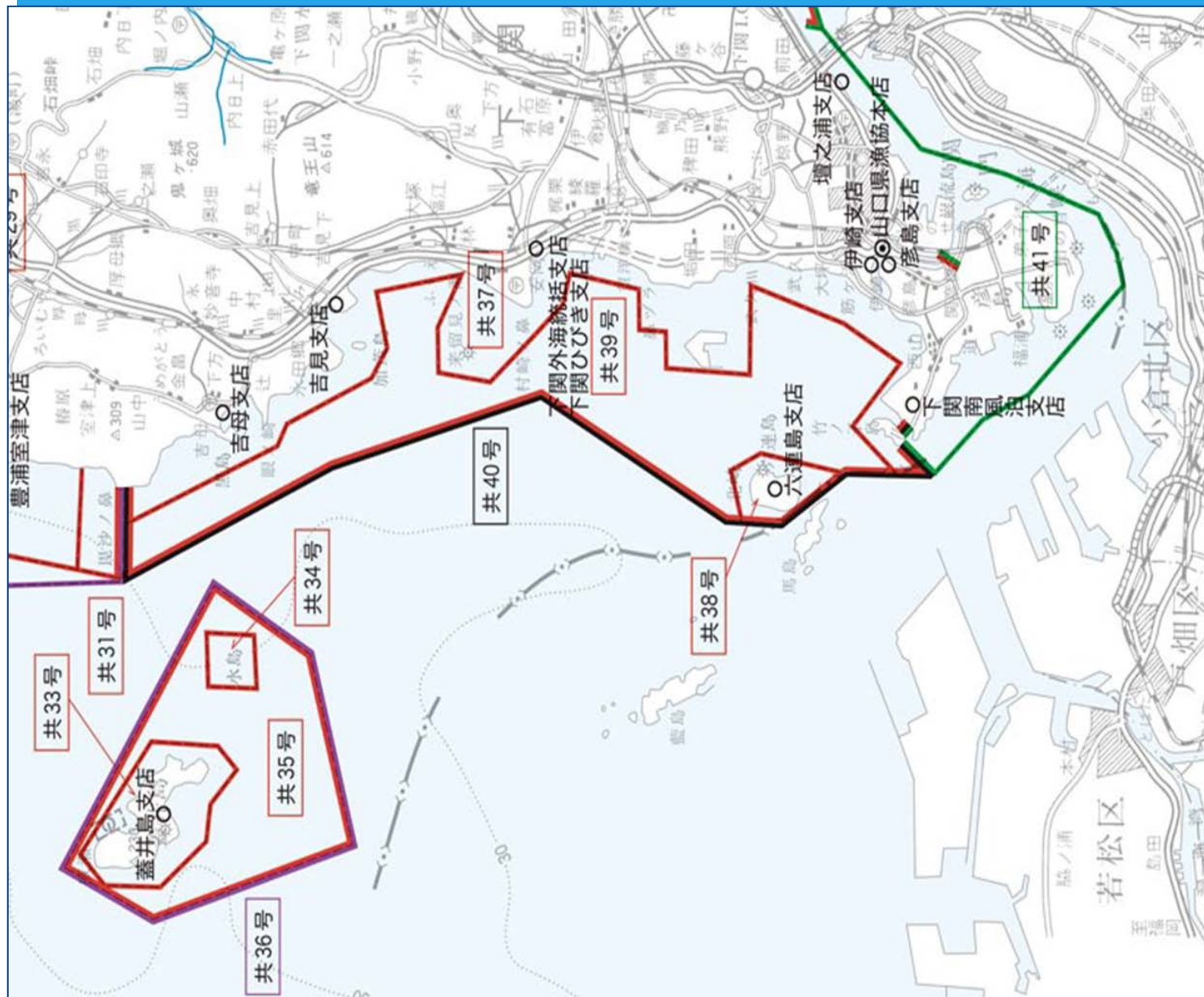
- 「共同漁業」とは、一定の水面（漁場）を漁協等の管理（「漁業権行使規則」）の下で、組合員が共同に利用して営む小規模な漁業で、第1～5種に分かれている（『漁業法』第6条第5項）

第1種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性水産動物を目的とする漁業（あさり漁業、あわび漁業、うに漁業、こんぶ漁業、てんぐさ漁業等）
第2種共同漁業	網漁具を移動しないように敷設して営む漁業で、定置漁業、第5種以外のもの（小型定置網漁業、固定式刺網漁業、敷網漁業、いか巣網漁業、袋待網漁業等）
第3種共同漁業	地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（無動力船を使用するものに限る）、飼付漁業、つきいそ漁業
第4種共同漁業	寄魚漁業、鳥付こぎ釣り漁業であって、第5種以外のもの（和歌山県・三重県等で行われているが、一般的ではない）
第5種共同漁業	内水面で営む漁業であって、第1種以外のもの（アユ漁業、コイ漁業、ワカサギ漁業等）

2. 「共同漁業権」の法的性格

- 「共同漁業権」とは、漁民団体による漁業管理にとって不可欠な権利として組合にしか免許されないもの（「組合管理漁業権」）であり、排他的効力を有する漁業権である。
- 対象とする漁業の種類は、
 - ① 組合員がやろうと思えば、原則として組合員の誰でもやれる漁業で、やる者を一部の者に特定させるべきでない漁業（入会漁業）
 - ② 原則として他組合との複雑な入会関係がなく、地元組合に管理を任せてよい漁業
- 「共同漁業権」は、排他的効力を有するので、「第1種共同漁業」の対象であるアワビ・サザエ・ウニ等を漁業権者である組合に無断で採捕すれば、漁業権侵害として告訴され（「親告罪」）、罰金刑に処せられる。しかし、タイ・ブリ等を釣りによって捕っても、特に共同漁業の操業の妨害をしない限り、漁業権の侵害にはならない。

下関外海地区共同漁業権図(出展:山口県ホームページ)



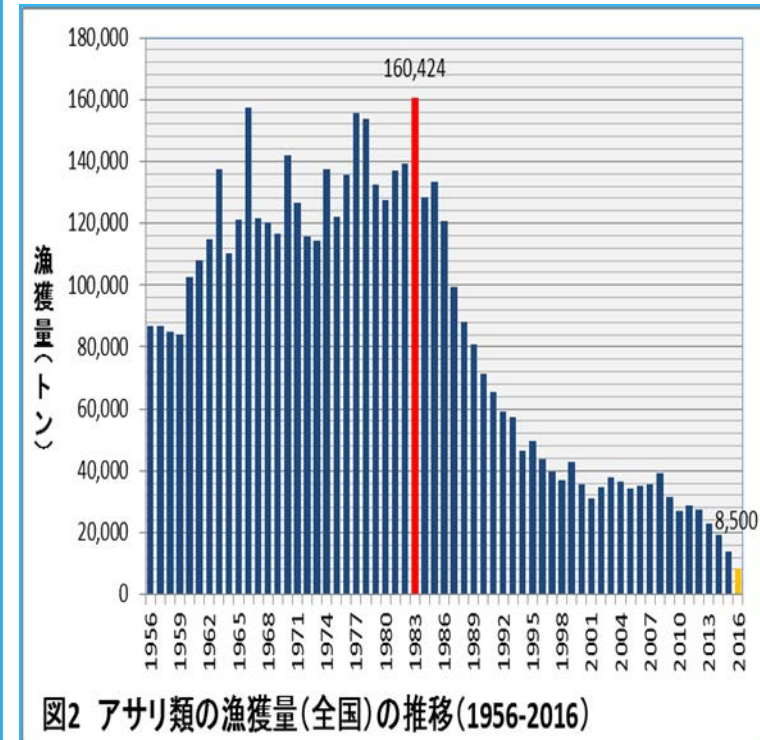
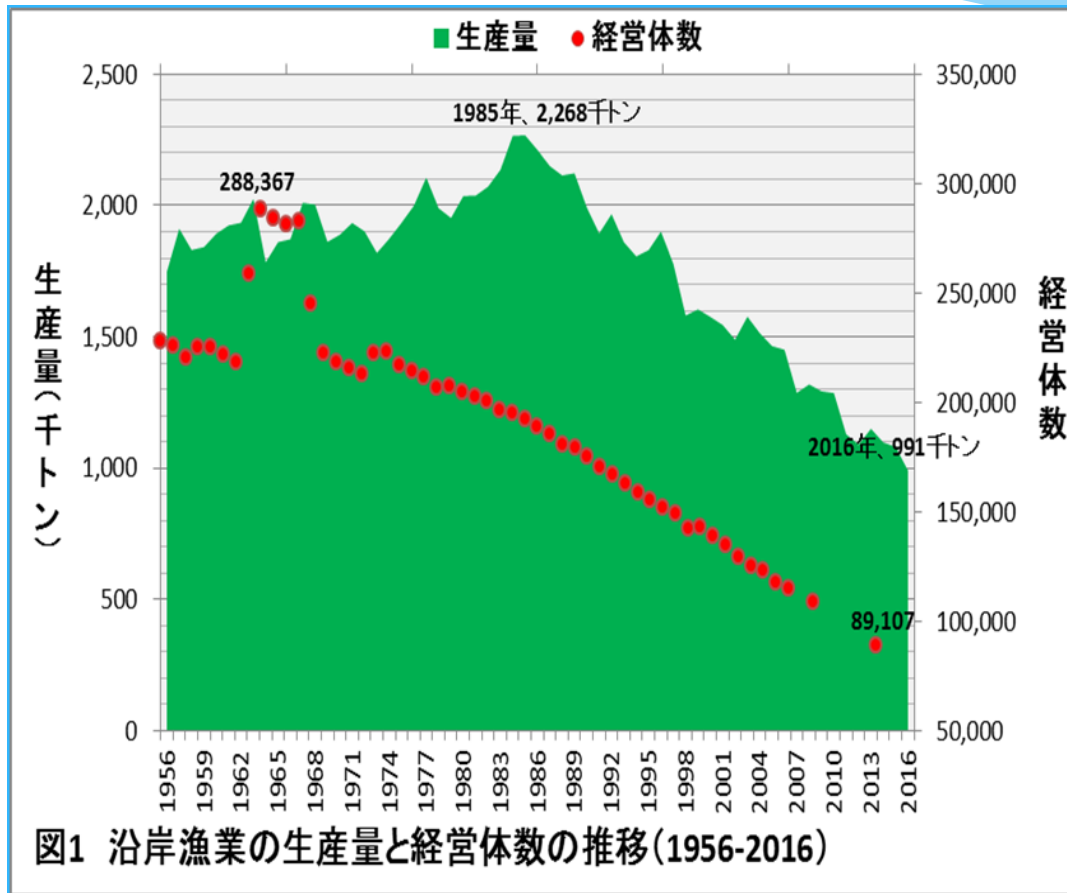
凡 例	
-----	共 同 漁 業
—	第 1 種 共 同 漁 業
—	第 1 種 及 び 第 2 種 共 同 漁 業
—	第 2 種 共 同 漁 業
—	第 2 種 及 び 第 3 種 共 同 漁 業
—	第 3 種 共 同 漁 業
—	第 5 種 共 同 漁 業 (内 水 面)
—	定 置 漁 業
◎	漁 業 協 同 組 合
○	山 口 県 漁 業 協 同 組 合 支 店

3. 「共同漁業権」の問題点

(1) 慣行に依拠した漁業管理・資源管理

- 「共同漁業権」は、組合が定める「漁業権行使規則」及び「入漁権行使規則」に基づき、組合員が行使する漁業権であることから、漁業管理・資源管理の問題は、免許された組合が自治的に対応することを基本原則としており、その仕組みは江戸時代から引き継がれてきたもの(慣行)である。
- こうした組合管理の仕組みは、多種多様な漁業が存在する沿岸漁場における操業調整や漁業紛争の解決には効果を発揮するものの、水産資源の持続的利用に基づく漁業経営という科学的観点に乏しいため、それが我が国における沿岸漁業の衰退(後掲図)の主たる要因の一つになっている。
- このため、「共同漁業権」においても、科学的根拠に基づく漁業管理・資源管理の仕組みを導入する必要がある。

《歯止めがきかない沿岸漁業の衰退》



(2) 公有水面の利用上のトラブルと権利の乱用

●『明治漁業法』以降、漁業権(入漁権を含む)は「物権」とみなされ、その権利が強く保護されてきたことから、漁業権は水面の支配権・所有権であるとの誤った認識に基づく(※)、公有水面における利用上のトラブルや漁業補償をめぐる権利の乱用が多発している。

※法律上、「漁業権とは、免許の内容(漁場の位置・区域・漁業種類・漁業時期・漁法等)の範囲内において排他的独占的に漁業を営む権利をいい、水面の利用権、採捕権又は養殖権である」と解説されている。

- 海(国有の「公共用物」)の埋立は、『公有水面埋立法』(大正10年)に基づいて行われているが、当該法律の所管は開発行為主体の国土交通省に置かれ、埋立の免許は都道府県の土木担当部署が行っているため(法定受託事務)、過去、「公共の福祉」の名の下に大規模な埋立が行われ、水産生物の再生産と水質浄化機能を果たす重要な藻場・干潟が広範囲に消失した。
- 加えて、沿岸漁業の経営が悪化するなか、漁業権の放棄による多額の「漁業補償金」をあてにした安易な漁場の埋立が各地で横行し、漁場の荒廃に一層の拍車がかかることになった。

こうした問題を解決するためには、

- 「国土や自然の恵みの利用は全ての国民が平等に有する権利である」との認識に立ち、国民が有している「自然公物利用権」(※)を、「漁業権」と同列に認識・評価する制度へと変えていく必要がある。

※「自然公物」とは、自然の状態のままで、公の用に供することのできる公物のことであり、河川・海浜・湖沼などを指す。

「自然公物利用権」とは、そうした自然公物の共同利用権であり、「環境権」の一種(地域住民の「入浜権」等)。

- 併せて、「水産資源は国民共有の財産である」との認識の下に、その採捕権を国民から負託された漁業者は、資源の持続的利用に努めるとともに、「自然公物利用権」により加えられた制限として水産動植物の保全と環境を保全する義務を負っているという漁業制度に変えていく必要がある。

III. 「区画漁業権」について

1. 「区画漁業権」の内容

- ◆「区画漁業権」とは、以下のとおり3種類に分かれている（漁業法第6条第4項）。このうち、地元漁協又は漁連に第1優先順位で免許されるものが「特定区画漁業権」（第7条）であり、それ以外は法定の優先順位に基づき経営者に直接免許される。
- ◆「区画漁業権」の免許の優先順位は、法第17条に規定されている（「後掲表」）。

区 画	第1種	一定の区域において、ひび・小割網等を敷設して営む養殖業（ <u>ひび建養殖業</u> 、 <u>かき養殖業（垂下式）</u> 、 <u>真珠養殖業（垂下式）</u> 、 <u>真珠母貝養殖業（垂下式）</u> 、 <u>藻類養殖業</u> 、 <u>小割り式養殖業</u> ）
	第2種	堤防や網などで囲まれた一定の区域において営む養殖業（ <u>築堤式養殖業</u> 、 <u>網仕切り式（パイル式）養殖業</u> 、 <u>溜池式養殖業</u> ）
	第3種	一定の区域内において営む養殖業で、第1種・第2種でないもの（ <u>地まき式貝養殖業</u> ）

注：上表の括弧内は「特定区画漁業権」¹⁰

《免許における現行の法定順位》

	定置漁業権	区画漁業権	特定区画漁業権	真珠養殖
第一順位	地元地区に居住する漁民の7割以上が組合員である漁協(自営)、 又は、地元漁民の7割以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)	漁業者又は漁業従事者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁協又は連合会が第一順位。 但し、これらが申請しなかった場合は、地元漁民の7割以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)	漁業者又は漁業従事者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先) ※新規漁場では、地元漁協等の法人を、経験を有する漁業者と同列におき、第一順位とする。
第二順位	地元漁民の7人以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)	その他の者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁民の7人以上が組合員、社員又は株主となっている法人(生産組合、漁民会社)	その他の者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先)
第三順位	漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)		漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	
第四順位	その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)		その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	

2. 海面養殖業の現状

- ◆ 我が国の海面養殖業の生産量は、平成6年の134万4千トンをピークとして、近年（平成28年103万2千トン）まで継続的に減少。
- ◆ 海面養殖業の経営体数は、ピーク時の昭和43年の7万2千経営体から平成25年の1万5千経営体へと約1/5に減少。
- ◆ 魚類養殖の生産量は、クロマグロ養殖を除けば、いずれの魚種も横ばいないし減少傾向。
- ◆ 介類養殖の生産量は、カキ類とクルマエビは減少傾向、ホタテガイとホヤは変動をしつつ、横ばいから減少傾向。
- ◆ 藻類養殖の生産量は、ノリ類養殖は平成6年をピークに減少が続 き、その他藻類についても減少傾向。
- ◆ ブリ類養殖・マダイ養殖・ホタテガイ養殖・ノリ類養殖では、1経営 当たり生産量が継続的に増加しており、経営の規模拡大が起きて いる。

海面養殖業の長期トレンド

《生産量・生産額&経営体数の推移》

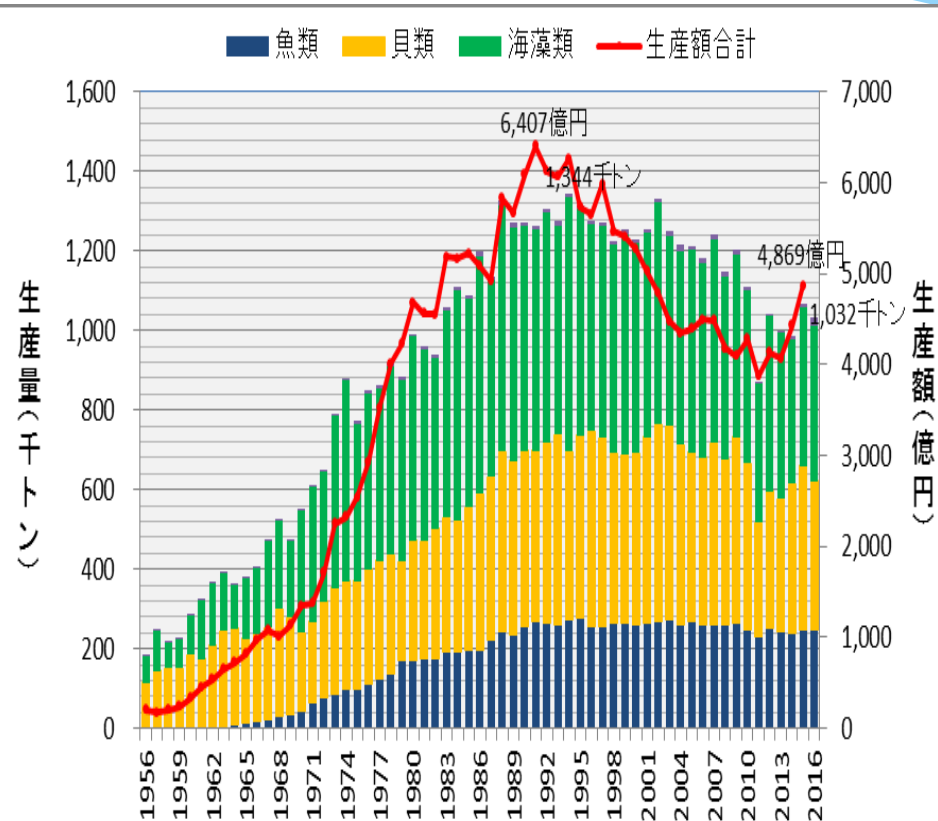


図3 日本の海面養殖生産量・生産額の推移(1956-2016)

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」・「漁業生産額」

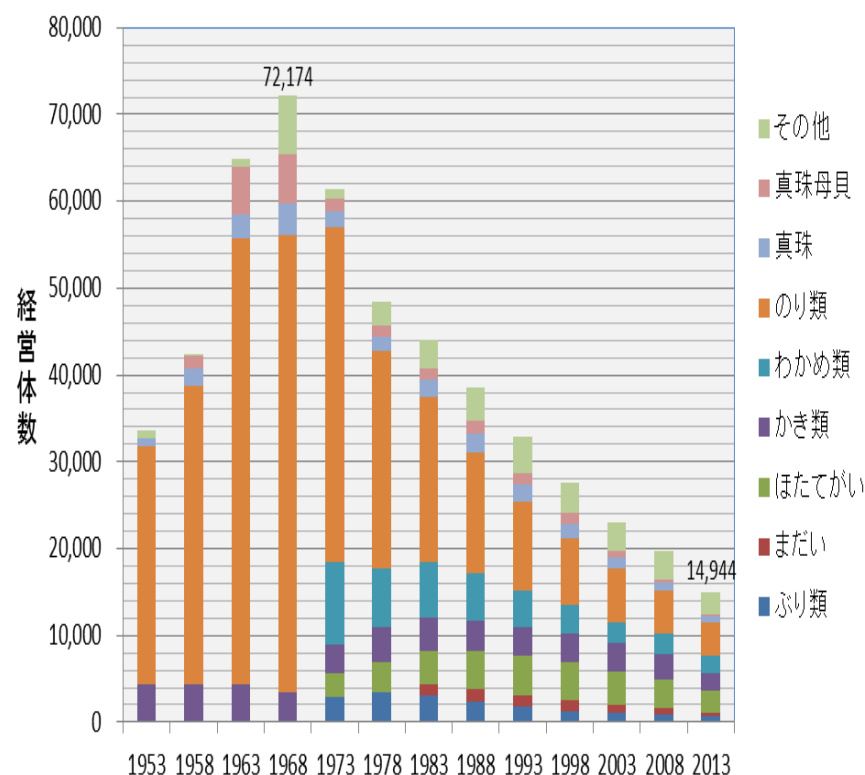


図4 海面養殖業の魚種別経営体数の推移(1968-2013)

農林水産省「漁業センサス」

《魚類養殖業の生産量の推移》

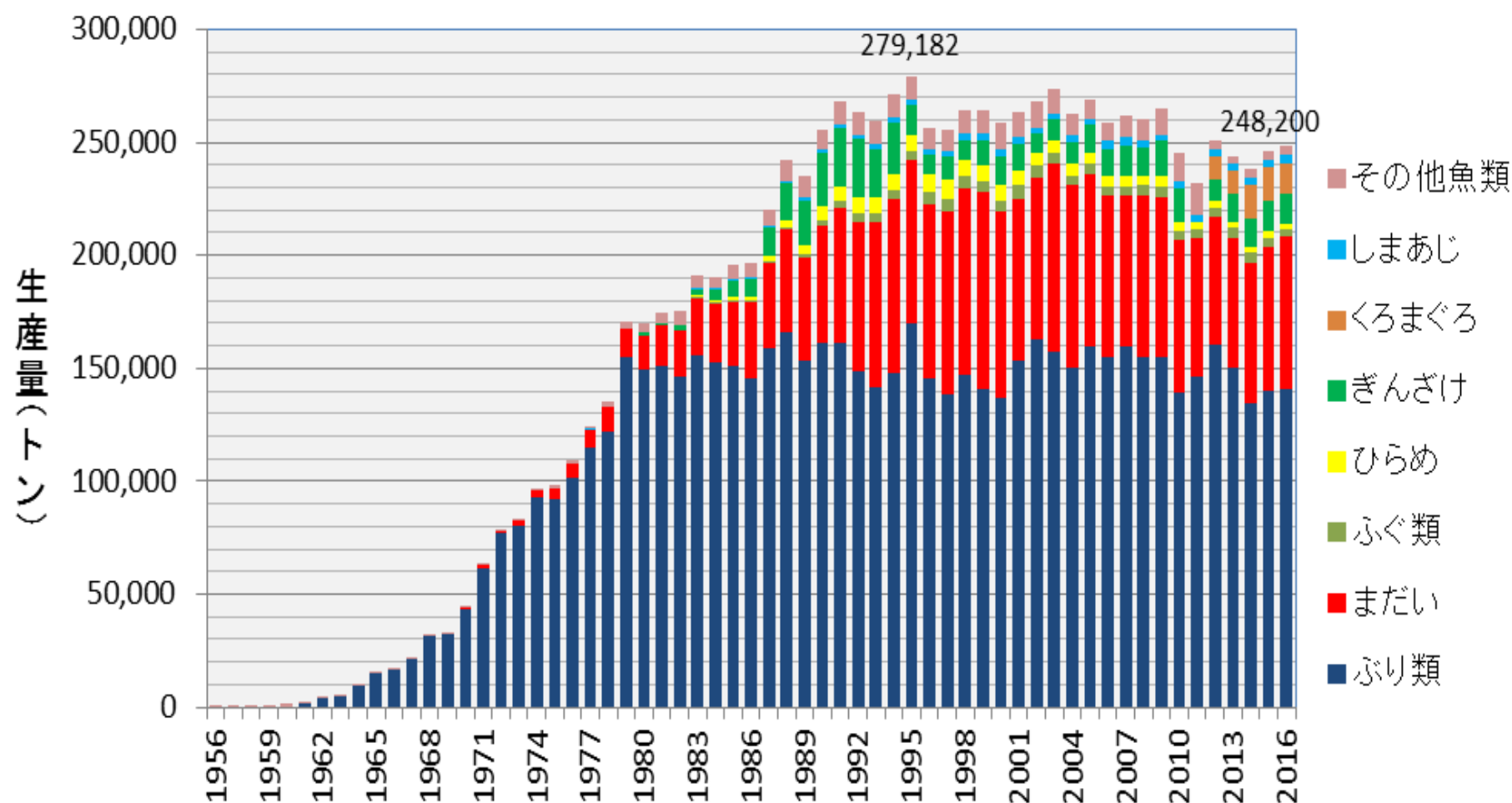


図5 魚類養殖の魚種別生産量の推移(1956-2016)

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

《魚種別単位生産量の推移》

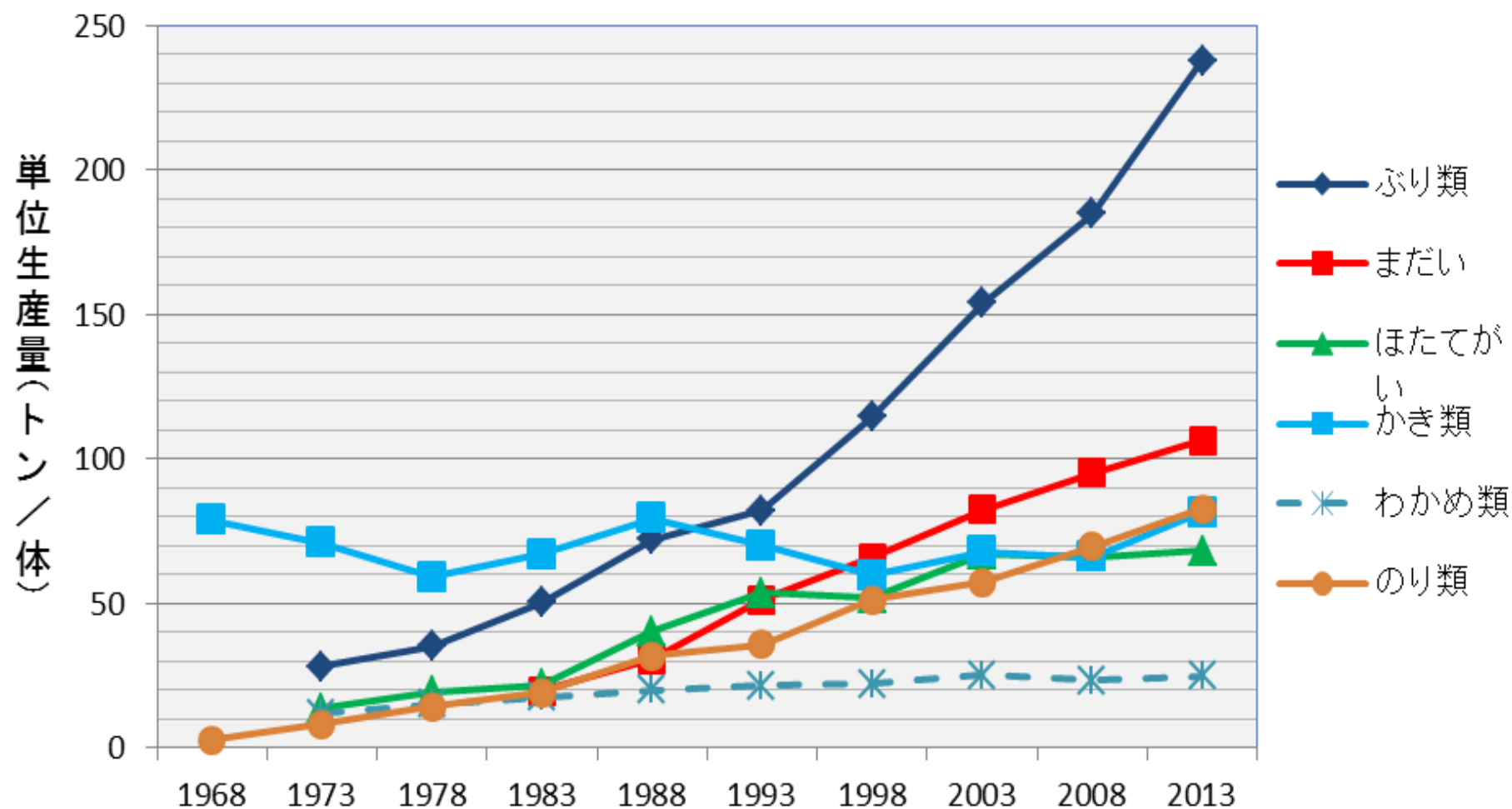


図6 海面養殖の魚種別単位生産量の推移(1968-2013)

農林水産省「漁業センサス」・「漁業・養殖業生産統計」

《ブリ類養殖の経営状況》

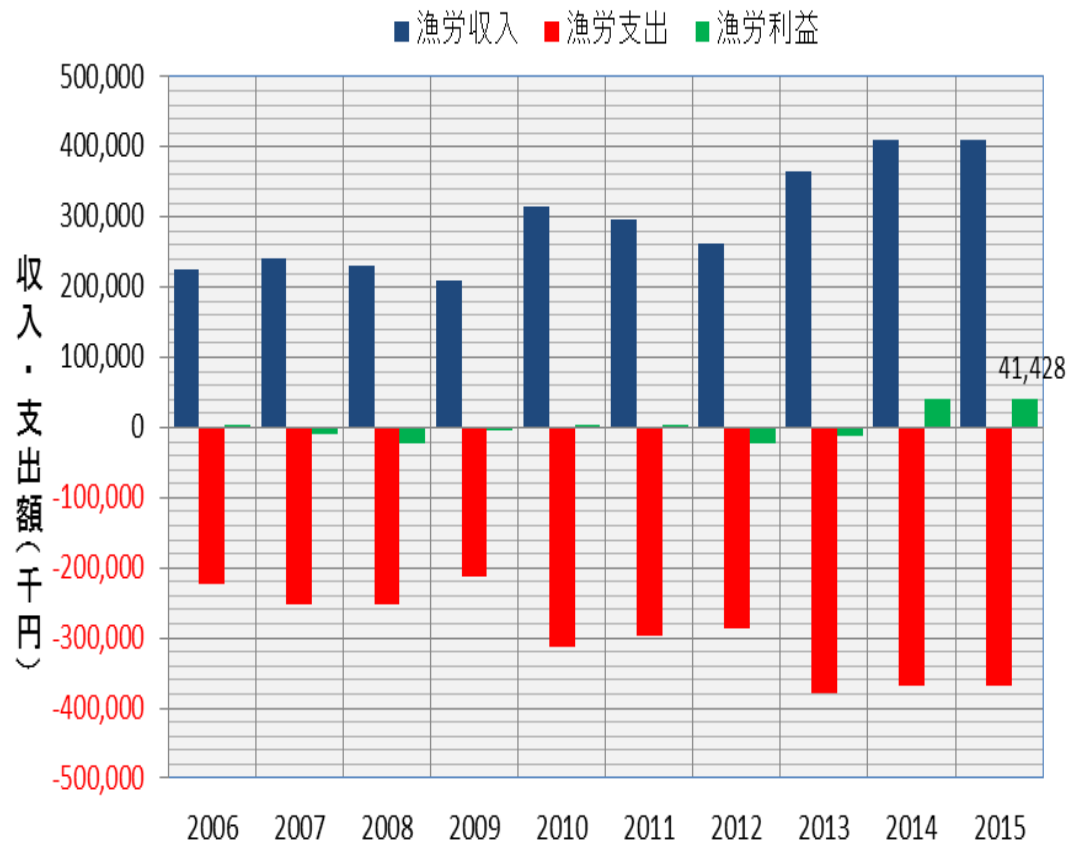


図7 ブリ類養殖経営体(会社経営体)の経営状況の推移
(2006-2015)
農林水産省「漁業経営調査報告」

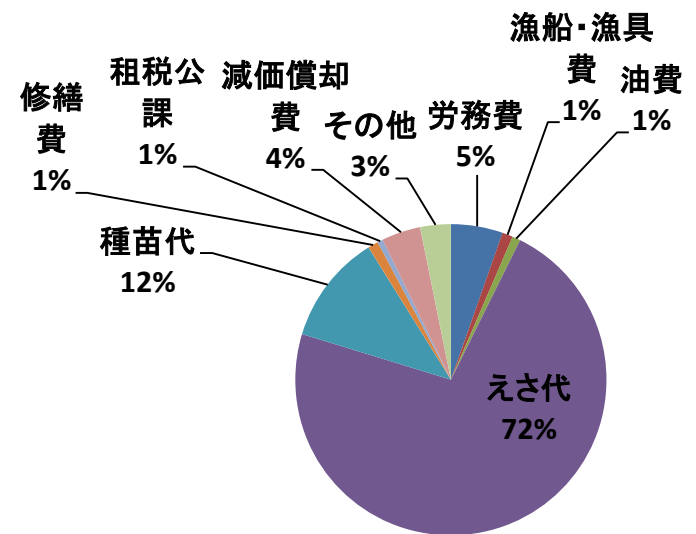


図8 ブリ類養殖経営体(会社経営体)の支出構成(2015年)

《魚類養殖業の経営規模》

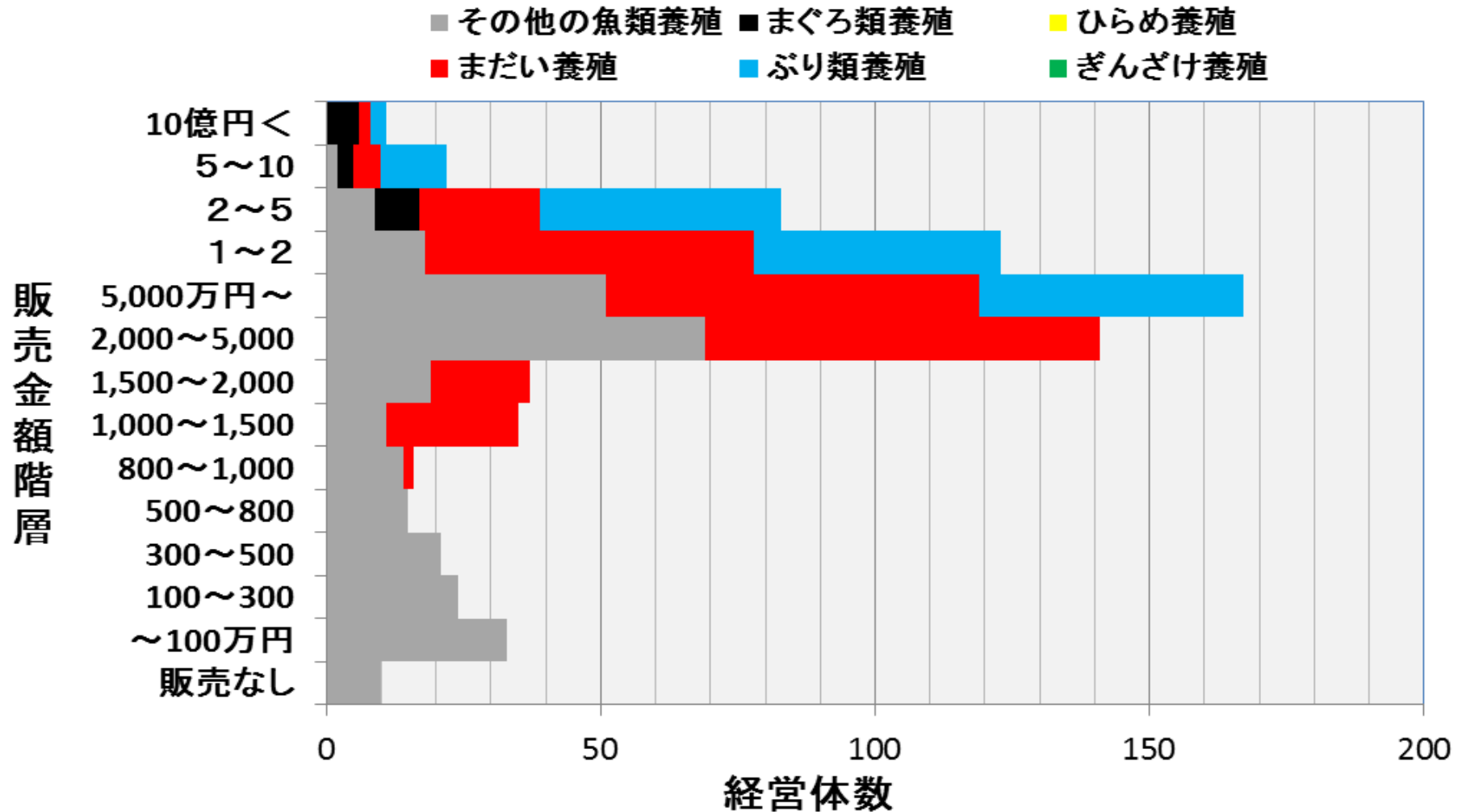


図 9 魚類養殖業の販売金額階層別経営体数(2013年)

《魚種別・経営組織別の経営体数とその割合》

平成25年漁業センサス

	個 人		会 社		漁 協		その他		計	
	経営体	%	経営体	%	経営体	%	経営体	%	経営体	%
ギンザケ	0	0	2	16.7	10	83.3	0	0	12	100
ブリ類	353	55.9	265	41.9	4	0.6	10	1.6	632	100
マダイ	398	74.4	129	24.1	1	0.2	7	1.3	535	100
ヒラメ	33	44.6	35	47.3	2	2.7	4	5.4	74	100
マグロ類	13	20.6	46	73.0	0	0	4	6.4	63	100
魚類計	1,002	62.2	556	34.5	21	1.3	33	2.0	1,612	100
ホタテガイ	2,385	96.7	28	1.1	2	0.1	51	2.1	2,466	100
カキ類	1,839	91.1	138	6.8	11	0.6	30	1.5	2,018	100
クルマエビ	18	22.2	54	66.7	6	7.4	3	3.7	81	100
コンブ類	1,004	99.9	0	0	1	0.1	0	0	1,005	100
ワカメ類	1,984	97.8	10	0.5	7	0.3	28	1.4	2,029	100
ノリ類	3,415	89.4	72	1.9	12	0.3	320	8.4	3,819	100
真珠	591	86.9	89	13.1	0	0	0	0	680	100
真珠母貝	271	98.2	5	1.8	0	0	0	0	276	100
魚類以外計	12,414	93.1	411	3.1	51	0.4	456	3.4	13,332	100
全体計	13,416	89.8	967	6.5	72	0.5	489	3.2	14,944	100

3. 「区画漁業権」の問題点

- ◆ 経営規模の拡大が進んでいるマグロ類等の小割式魚類養殖業は、「特定区画漁業権」として地元漁協に優先的に免許されるため（平成25年：漁協免許98.3%）、企業が新規参入する場合には、漁協の組合員となり、限られた養殖規模と各種制約の下で、不透明かつ多額の経費支出（漁業権行使料等）を強いられるため、企業のもつ経営能力を十分に発揮できない状況にある。
- ◆ 多額の資金を要するマグロ類等小割式魚類養殖業にとっては、漁業権の存続期間が「特定区画漁業権」の5年間では短すぎ、長期の経営戦略が立てられないため、そのことが経営の不安定化・不健全化を招く大きな要因にもなっている。
- ◆ このため、『漁業法』の「特定区画漁業権」（第7条）、「優先順位」（第15条）、「漁業権の存続期間」（第21条）の各規定については、経営能力（技術・ノウハウ・人材・販売力・資本金等）を評価基準に入れ、養殖経営の健全化と養殖業の持続的発展が望めるよう、改定する必要がある。

IV. 「定置漁業権」について

1. 「定置漁業」の概要

- ◆「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であり、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては15メートル）以上であるもの、及び北海道においてサケを主たる漁獲物とするもの。
- ◆「定置漁業権」の存続期間は5年
- ◆免許の優先順位は、以下のとおり。
 - ①地元漁民の7割以上を含む法人（漁協、生産組合、漁民会社）
 - ②地元漁民の7人以上で構成される法人（生産組合、漁民会社）
 - ③漁業者又は漁業従事者（法人を含む）
 - ④その他の者（新規参入者等）
- ◆「大型定置網漁業」の漁獲量は、昭和62年（1987）以降減少の一途を辿り、現在（平成28年）はピーク時の57%に減少。また、「さけ定置網漁業」の漁獲量は、平成15年（2003）以降急激に減少し、現在（平成28年）はピーク時の41%に減少している。

《定置漁業の長期トレンド》

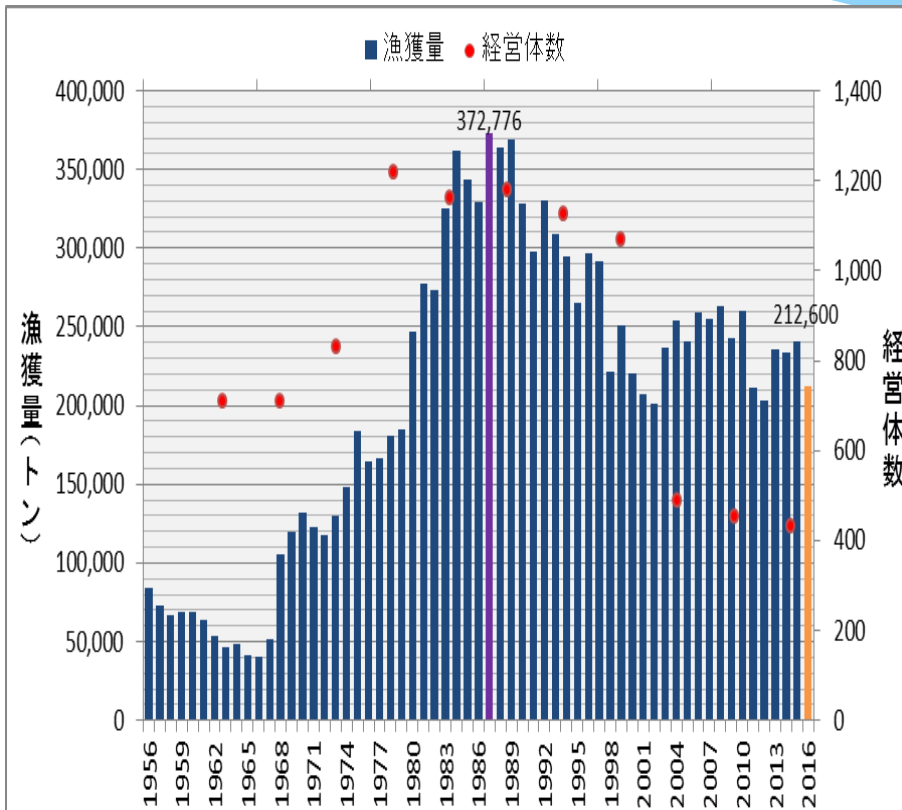


図10 大型定置網漁業の漁獲量及び経営体数の推移

(1956-2016)

「漁業・養殖業生産統計」&「漁業センサス」

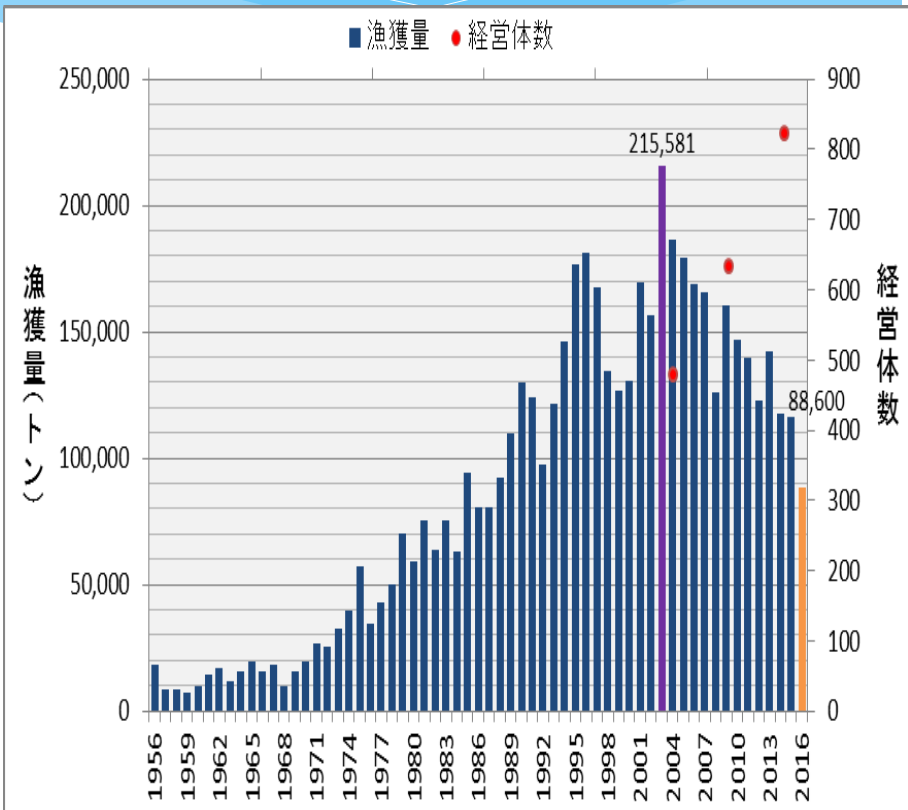


図11 さけ定置網漁業の漁獲量及び経営体数の推移

(1956-2016)

「漁業・養殖業生産統計」&「漁業センサス」

2. 「定置漁業権」の問題点

◆ 漁協優先となっている免許制度

漁協は優先して定置漁業を営むことが可能であり、かつ漁業調整の過程で強力な権限を持っており、表面化しない取引や利害のある漁法の排斥など、不合理な行為を行っている場合がある。

◆ 漁協主導の漁業権管理

漁協による様々な名目（行使料、海面使用料、海賃）での対価性のない金銭の徴収が存在し、事業者の負担になっている。

◆ 漁業権の存続期間

定置漁業は、初期投資額が大きいにも拘わらず、漁業権の存続期間は5年間と短く、その間での回収は不可能とされることから、それが経営の不安定化や新規参入の阻害要因となっている。

おわり

